

近郊緑地保全区域等の制度について

近郊緑地保全区域に指定されると、



現在の土地利用を妨げるものではありません。

土地の売買を制限するものではありません。

建物の新築、土地の形質変更や木竹の伐採等の行為を行う場合、**届出**が必要になります。

通常の維持管理行為等については、届出は必要ありません。

さらに、近郊緑地特別保全地区に指定されると、

建物の新築、土地の形質変更や木竹の伐採等の行為を行う場合、**許可申請**が必要になります。

(原則不許可となります)

申請が不許可となった場合は、土地の買入れ申し出をすることができ、県(市)が時価により買入れ入れます。

税の優遇措置(固定資産税: 最高1/2評価減、相続税: 8割控除)があります。

緑地以外は土地買入れや税の優遇はありません。



埼玉県のマスコット
コバトン

くぬぎ山の平地林を未来の世代に継承するため、御理解・御協力をお願いします。